

「県民活動団体との協働に関するガイドブック」の概要について

協働の基本的考え方

協働の定義

「相互の存在意義を認識し、尊重しあい、相互にもてる資源を出しあい、対等な立場での共通の目的を達成するため、お互いに協力すること」

協働の意義と効果

「県民参加の促進」「公共サービスの向上と行政のスリム化」

「県民活動団体の活動の充実」

協働の基本原則

「対等な関係」「相互理解」「相互自立」「目的の共有」「情報の公開」

本県における協働推進方針

基本方針

- ◇ 県事業のうち、県民自らが地域づくりや地域課題の解決に積極的に関わっていく必要があり、かつ、先駆性、即応性、専門性、当事者性など県民活動団体の特性や団体間のネットワークを生かすことができるような事業を「協働に適した事業」として位置づけ、県民活動団体と県との協働を積極的に推進する。
- ◇ 県は広域自治体として、全県に効果を波及させる必要のある事業や、市町村では実施が困難な専門性の高い事業等に主として取り組む。

協働に適した事業とは

検討の視点 からの検討を行った結果、協働が必要であると判断される事業で、かつ、事業の分野が ~ のいずれかに合致する事業

〈視点〉

行政課題の解決にあたって、県民活動団体との協働が必要か。

県民活動団体の特性やノウハウ等が生かせる事業か。

〈分野〉

多くの県民参加を可能にする事業

きめ細かく柔軟な対応が求められる事業

県民が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業

県民活動団体の活動分野における経験に培われた専門性が発揮できる事業

広域的に実施すべき事業をモデル的に実施する事業

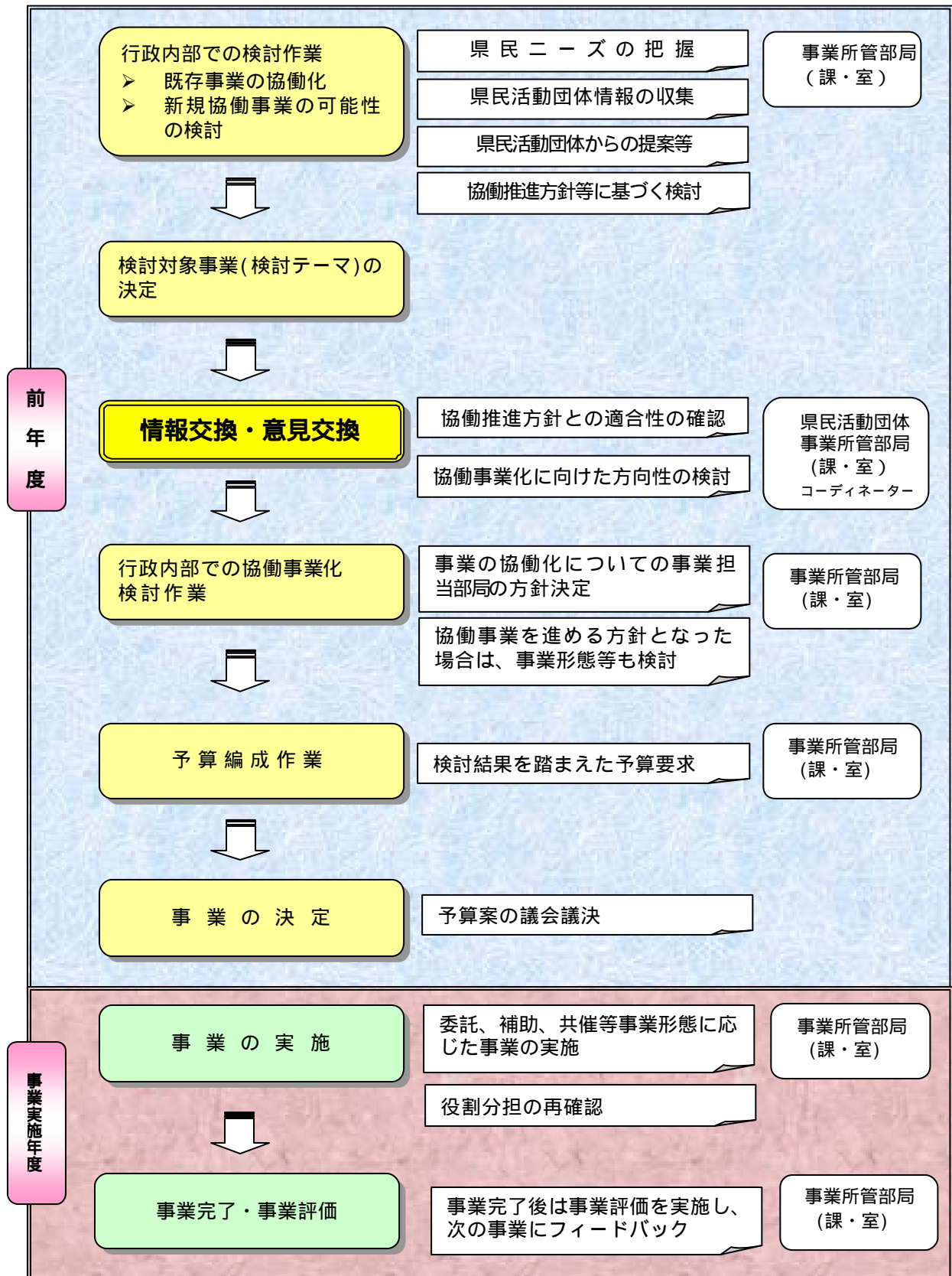
これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

公的施設の運営・事業企画に関する事業

即応性が求められる事業

新たな公益性や潜在化した公益性を発見する事業

協働の具体的進め方



協働の事業形態

以下の6形態に整理し、概要、効果、留意点等について説明

協働型委託	行政が実施すべき事業のうち、県民活動団体の特性等に着目し、委託先を県民活動団体に限定して実施する事業形態
補助	県民活動団体が実施する事業に、行政が資金を補助する事業形態
融資	県民活動団体が実施する事業に、行政が資金の貸付けを行う事業形態
共催	県民活動団体と行政が共に主体となり、双方の特性を生かして事業を実施する事業形態（実行委員会方式を含む）
事業協力	県民活動団体と行政がそれぞれの役割分担のもと、協力しあいながら事業を実施する事業形態（後援、県民ボランティアの参加など）
政策提言	県の施策や事業に、県民活動団体の意見を生かしていくための事業形態

協働事業の評価

協働という「手法」の適否・有効性の観点から、評価を実施

